平成２９年（フ）第３８２５号
大阪市西成区千本南１丁目15番６号　ベントハウス千本南　１－Ｂ号室
債務者　月波　優一
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８３１号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番17号　グランド　417号、前住所大阪府泉南郡岬町望海坂１丁目12番26号
債務者　井本　成宜
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０７２号
大阪市浪速区稲荷１丁目８番６－407号
債務者　山田慶子こと　趙　　慶華
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０７７号
大阪市中央区日本橋２丁目８番16－601号、前住所大阪府高槻市野田２丁目35番６号　ハイツＡＹＡ102号
債務者　王　　修（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１８０号
大阪市浪速区下寺３丁目19番７－607号、前住所大阪市浪速区日本橋東３丁目７番24号
債務者　髙下　創平
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２３３号
大阪府東大阪市南上小阪７番２号　エクセル上小阪　308号、前住所大阪府東大阪市下小阪４丁目９番５号　パルテールＫＩＴ　202号
債務者　山崎　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５２号
栃木県小山市東間々田２丁目33番３号
債務者　後藤　政弘
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５３号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原170番地２　自由ヶ丘住宅22号室
債務者　齋藤小夜子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９０号
栃木県宇都宮市中岡本町2489番地１　ミユキハイツ203
債務者　大美賀京子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３５５号
岡山市北区青江５丁目６番23号　ルミナス201号
債務者　黒瀬　洋介
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第３８２号
埼玉県上尾市大字平方4280番地１
破産者　株式会社交設
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
さいたま市見沼区大字大谷1873番地３
破産者　ロードセイフティ工業株式会社
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
千葉県習志野市新栄１丁目３番10―413号
破産者　垣沼　恒明
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２８号
神奈川県川崎市宮前区馬絹1493番地１　センティール302
破産者　渡邉　良絵
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３１５号
静岡県沼津市石川283番地
破産者　森工業株式会社
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
福岡県飯塚市西町15番９号
破産者　株式会社久善
1　決定年月日　平成29年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部